

土地改良施設管理基準  
- ダム編 - 基準 (案) 対比表

平成 15 年 3 月

## 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 基準（案）対比表

改 定（案）	現 行
<p><b>1 基準の位置付け</b> この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p><b>2 管理の基本</b> ダムの管理は、ダムの機能を適正に発揮させるとともに、その機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。 この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>1.1 基準の趣旨</b> この基準は、土地改良事業で新築又は改築されたダムの管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p> <p><b>1.2 基準の適用範囲</b> この基準は、農業用水の補給を目的として、一級河川、二級河川又は準用河川において設けられた高さが15m以上のダムについて適用する。</p> <p><b>1.3 管理の基本</b> 管理は、ダムの機能を適正に発現させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。 この場合、関係法令等を遵守しなければならない</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>3 管理の組織及び体制</b></p> <p>ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者等からなる組織を設け、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。</p> <p>管理者は、この決定事項に従って管理運用を行うものとする。</p> <p>また、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p>	<p><b>第2章 管理の組織及び体制</b></p> <p><b>2.1 管理組織</b></p> <p>ダムの管理に当たっては、当該ダムの受益者からなる組織を設け、この組織により水利用の基本方針、費用負担の調整、渇水調整、水利用計画などを決定する。</p> <p>管理者は、この決定事項を尊重して管理運用を行う。</p> <p><b>2.2 ダム管理体制の整備・確立</b></p> <p>ダムの管理に当たっては、管理技術の向上に努めるとともに、ダムの機能・規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p> <p><b>2.3 ダム管理主任技術者</b></p> <p>ダム管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。</p> <p><b>2.4 その他の技術者</b></p> <p>ダムの規模、管理施設の規模、内容等に応じて、必要な人員を確保し、配置するものとする。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>4 気象・水象の観測、解析</b>            ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測し、当該ダム流域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。</p> <p><b>5 利水管理</b>            ダムの利水管理に当たっては、営農及び気象の状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、貯水管理、取水管理、放流管理及び湧水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p>	<p><b>第3章 気象・水象の観測・解析</b></p> <p><b>3.1 観測の項目と目的</b>            ダムの管理を適正に行うため、ダム地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測するものとする。</p> <p><b>3.2 観測施設の設置及び観測</b>            気象・水象の観測に際しては、必要精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p> <p><b>3.3 流出特性の把握</b>            ダム管理に際しては、気象・水象の観測結果に基づき、当該ダム流域の気象特性・流出特性を十分把握しておかなければならない。</p> <p><b>第4章 利水管理</b></p> <p><b>4.1 一般事項</b>            平水時及び湧水時における受益地での用水量を確保するため、適切な貯水管理を行うものとする。</p> <p><b>4.2 貯水運用ルール</b>            ダムの利水管理に当たっては、かんがい期及び非かんがい期の貯水運用ルールを定め、これに基づいて貯水の利用を行うものとする。</p> <p><b>4.3 データ収集と情報管理</b>            計画的な貯水管理を行うために基本となる水収支データを収集し、活用を図るものとする。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>6 洪水時等の管理</b></p> <p>洪水時等のダムの管理に当たっては、関係法令、ダムの管理規程及び操作規程等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。</p> <p>洪水吐ゲートを有するダムについては、気象・水象状況の把握、流入量・貯水位等の予測を行うことにより放流量を決定し、その放流に当たっては操作規程等に基づき、下流河川水位に急激な変動を生じないように操作を安全かつ適切に行わなければならない。</p> <p>また、洪水吐ゲートを有しないダムについても、気象・水象状況を把握し、ダムへの流入量及び洪水吐からの越流時刻を予測しなければならない。</p> <p>ダムからの放流又は越流に際しては、下流河川流域の被害を防止するため関係機関への通知等を行うほか、一般住民に周知させるための措置をとらなければならない。</p>	<p><b>第5章 高水管理</b></p> <p><b>5.1 洪水吐ゲートを有するダム</b></p> <p><b>5.1.1 一般事項</b></p> <p>洪水時等におけるダムの管理は、ダム操作規程に基づき実施するものとし、気象・水象状況の把握に努めるとともに、ダムへの流入量・貯水位等の予測を行いつつ、この予測結果を活用して放流決定を行わなければならない。</p> <p><b>5.1.2 ダムの操作規程</b></p> <p>ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、河川法に基づきダムの操作規程を定めて管理しなければならない</p> <p><b>5.1.3 流水の貯留の最高限度</b></p> <p>貯水池における流水の貯留は、洪水時に一時的に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてしてはならない。</p> <p><b>5.1.4 放流量の増加方法</b></p> <p>ダムからの放流は、下流水位に急激な変動を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>5.1.5 放流管バルブ及び洪水吐ゲート操作</b></p> <p>ダムからの放流は、放流管バルブ及び洪水吐ゲートにより行い、操作に当たっては安全性に十分注意を払う必要がある。</p> <p><b>5.1.6 放流の際の関係機関に対する通知</b></p> <p>ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合は、当該ダムの操作規定に基づき、関係機関に通知しなければならない。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p>5.1.7 <b>放流の際の一般に周知させるための措置</b>  ダムを操作することによって、流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合は、危害防止のため一般に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>5.1.8 <b>予備警戒時の措置</b>  予備警戒時には、ダム及び貯水池を適切に管理するため、要員の確保、気象・水象情報の収集、河川管理者等への通報、管理のために必要な機器類及び資材の点検・整備、流入量の予測並びにダム操作に関する記録等の措置をとらなければならない。</p> <p>5.1.9 <b>洪水警戒時の措置</b>  洪水警戒時には、気象・水象状況の情報収集に努めるとともに、流入量予測を行い、その予測結果を活用して、ダム放流に対処しなければならない。</p> <p>5.1.10 <b>洪水時の措置</b>  放流計画に基づくダムからの放流は、安全な放流に努めるとともに、関係機関への通報及び一般への周知の徹底を図る等、下流域に対し十分配慮して操作に関する記録の作成等を行わなければならない。</p> <p>5.1.11 <b>洪水処理時の措置</b>  洪水処理時には、気象・水象状況を十分検討し、ダム貯水位の調整に努めなければならない。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>7 堤体等の安全管理</b></p> <p>ダム の 堤 体 及 び 基 礎 地 盤 等 の 安 全 を 確 保 す る た め 、 ダ ム の 管 理 の 期 間 の 区 分 及 び ダ ム の 設 計 施 工 条 件 に 応 じ て 、 計 測 、 点 検 等 を 適 切 に 実 施 し な け れ ば な ら ない。</p>	<p><b>5.2 洪水吐ゲートを有しないダム</b></p> <p>洪水時等におけるダムの管理は、必要に応じ、気象・水象状況の把握に努めるとともに、下流河川等に対し適切な処置を講ずるものとする。</p> <p><b>第6章 ダム、貯水池等の管理</b></p> <p><b>6.1 一般事項</b></p> <p>ダム、貯水池等の機能及び安全を確保するため、適正な管理を行わなければならない。</p> <p><b>6.2 ダムの維持管理</b></p> <p><b>6.2.1 管理の区分</b></p> <p>管理は計測、点検及び精密調査並びに補修その他の措置に区分する。</p> <p><b>6.2.2 管理の期間の区分</b></p> <p>管理の期間の区分は、ダムの在置期間に応じて定めるものとする。</p> <p><b>6.2.3 計測</b></p> <p>ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測を行うものとする。</p> <p><b>6.2.4 計測結果の判定</b></p> <p>計測結果は、速やかに整理、分析し、既往の計測記録及び設計条件と比較して、ダムの安全性を判定するものとする。</p> <p><b>6.2.5 点検</b></p> <p>堤体及び放流設備の状態を監視するために必要な点検を行うものとする。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p>6.2.6 <b>精密調査</b> 計測又は点検の結果，さらに詳細な調査を必要とする場合は，精密調査を行い，対処すべき措置を定めるものとする。</p> <p>6.3 <b>補修その他の措置</b></p> <p>6.3.1 <b>応急措置</b> 計測，点検あるいは精密調査の結果，ダム of 安全管理上，必要があると認めた場合は，応急措置を行い，ダムの安全を確保しなければならない。</p> <p>6.3.2 <b>補修</b> 精密調査の結果，補修が必要と認められる場合は，速やかにこれを実施してダムの安全を確保し，その機能を保持するようしなければならない。 精密調査の必要が認められない場合でも，点検により発見された損傷は，その程度によって必要な補修を行い，ダムを常に良好な状態に保たなければならない。</p> <p>6.3.3 <b>資機材</b> 補修，点検等を行うに当たっては，点検用，防災用，救護用等の資機材を備えなければならない。</p> <p>6.5 <b>観測データの利用</b></p> <p>6.5.1 <b>管理のための基礎資料</b> ダムの計画，調査，設計及び施工に関する資料のうち，ダム管理に必要なものは，これを整理し保管するものとする。</p>



改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>8 機能の保全</b>            ダムの機能を長期にわたって維持保全するため、貯水池及びその周辺における計測、監視等を適切に行うとともに、貯水池の湖岸の維持、水質の保全及び貯水容量の確保に努めるものとする。</p> <p><b>9 構造物の維持補修</b>            ダムの機能を維持するため、構造物の点検、補修等を実施し、構造物の機能の維持に努めなければならない。</p>	<p><b>6.4 貯水池周辺の監視</b></p> <p><b>6.4.1 流域監視</b>            ダム流域の環境の変化による流況の変化、水質汚濁、土砂流入、伐採による大量の浮塵の発生等によるダム機能の障害防止及び安全管理のため流域の監視を行うものとする。</p> <p><b>6.4.2 貯水池の堆砂</b>            貯水池の堆砂状況を把握するため、定期的に堆砂状況の調査を行うものとする。</p> <p><b>6.4.3 周辺地山の地すべり</b>            貯水池使用に伴い、地すべりや土砂崩壊等予想される地山の不安定な箇所については、継続的な監視を行うものとする。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>10 設備機器の点検、整備、補修</b>  設備機器の正常な機能を維持するため、点検、整備、補修等を計画的に実施して、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> <p><b>11 管理の記録</b>  ダムの管理に当たって実施される計測の結果並びに点検、整備、補修その他の措置等の経過及び結果は、これを記録し、整理、保存するものとする。</p>	<p><b>第7章 設備機器の管理</b></p> <p><b>7.1 一般事項</b>  設備機器は、設備の正常な運用を維持するために、点検、整備、修繕等を計画的に実施しなければならない。</p> <p><b>7.2 観測設備</b>  観測設備は、観測データが正常に継続して得られるように管理しなければならない。</p> <p><b>7.3 機械設備</b>  機械設備は、操作時、定時、月例、定期、臨時等において点検を行い管理しなければならない。</p> <p><b>7.4 電気通信設備</b>  電気通信設備は、各機器が常時正常な作動ができるように管理しなければならない。</p> <p><b>6.5.2 管理の記録</b>  計測及び点検の結果並びに精密調査、補修その他の措置の経過及び結果は、これを記録し保管するものとする。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
<p><b>12 土地改良財産の管理</b></p> <p>土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p><b>第 8 章 財産の管理</b></p> <p><b>8.1 土地改良財産の管理の根拠法令</b></p> <p>本章にいう財産の管理とは、「土地改良財産」の管理をいう。</p> <p>土地改良財産は国有財産であり、その管理については国有財産法、土地改良法並びにこれら法律に基づく政令、省令、規則及び通達等に定めるところによらねばならない。</p> <p><b>8.2 土地改良区における土地改良財産の管理委託の準備</b></p> <p><b>8.2.1 土地改良区が管理受託のためにとるべき法令上の手続</b></p> <p>ダム等の予定管理者である土地改良区は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ下記の法令上の手続を進めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地改良法第 7 条第 1 項又は第 48 条第 1 項の規定による管理受託施設の維持管理事業計画の作成又は変更</li> <li>2. 土地改良区の定款及び規約の整備</li> <li>3. 土地改良法第 57 条の 2 の規定によるダム等の管理規程の作成又は変更</li> <li>4. 河川法第 47 条第 1 項の規定によるダム操作規程の作成又は変更及び同法第 50 条第 1 項の規定による管理主任技術者の選任と河川管理者への届出</li> <li>5. 電気事業法第 52 条の規定による保安規定の作成又は変更</li> </ol> <p>同法第 72 条の規定による主任技術者の選任と通商産業局長への届出</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p>8.2.2 土地改良区における管理受託体制の整備</p> <p>ダム等の予定管理者である土地改良区は、管理受託後の管理が適切かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と研修に努めるほか、管理体制の整備を図らねばならない。</p> <p><b>8.3 土地改良財産の管理委託協定</b></p> <p>土地改良区が土地改良財産であるダム等の管理を受託するには、部局長との間で管理委託協定を締結しなければならない。</p> <p>土地改良区は、この協定に定める財産移管の日から当該土地改良財産について管理を開始することとなる。</p> <p><b>8.4 管理受託者の遵守義務</b></p> <p>受託管理者である土地改良区は、管理委託協定書第3条から第6条までに定める管理受託者の「遵守義務」を遵守しなければならない。</p> <p><b>8.5 管理費予算の作成</b></p> <p>8.5.1 管理費予算の作成</p> <p>土地改良区は、管理受託したダム等の施設の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができることを目標としなければならない。</p> <p>また、管理費に充当するための土地改良区の組合員に対する賦課金が年度により著しく増嵩することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成することが望ましい。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p>8.5.2 地区除外に際しての管理費賦課金の決済</p> <p>土地改良区が受託管理するダム等の受益地区内で農地転用等によりダム等の利益を受けない土地が生じたときは、土地改良区は「地区除外等処理規程」に基づいて当該土地を地区から除外しなければならないが、その際、今後の管理の適正を確保するため当該土地に対して翌年度以降賦課する予定であった管理費賦課金相当額を決済金として徴収することができる。</p> <p><b>8 . 6 土地改良財産の他目的使用</b></p> <p>8.6.1 他目的使用の承認申請</p> <p>土地改良区が受託管理するダム等を他目的に使用し、又は使用させようとするときは農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>この承認申請は、他目的使用がダム等の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係耕作者の利益に合致する限り、行うことができる。</p> <p>8.6.2 発電、水道事業等に使用させる場合の使用料算定基準</p> <p>ダム等の施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合における他目的使用料の算定及び徴収については、基本通達の定めるところにより適正な処理を行う必要がある。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p>8.6.3 <b>電柱，水道管，ガス管等を設置させる場合の使用料算定基準</b>        ダム等の施設に電柱，水道管，ガス管その他の工作物を設置させる場合における使用料の算定及び徴収については，基本通達の定めるところにより適正な処理を行う必要がある。</p> <p><b>8 . 7 土地改良財産に対する共有持分付与</b></p> <p>8.7.1 <b>土地改良財産の共有持分付与に関する意見調整</b>        土地改良区の受託管理するダム等について発電，水道事業等公共目的の利水に使用するため，国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは，あらかじめ土地改良区は，国，都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。</p> <p>8.7.2 <b>共有持分付与に伴う維持管理計画等の変更</b>        土地改良区が受託管理するダム等の施設について共有持分付与が行われるときは，土地改良区は，当該施設の維持管理計画及び管理規程の変更手続きをとる必要がある。        また，土地改良区は国からの協議を受け，管理委託協定の変更手続きをとる必要がある。</p> <p>8.7.3 <b>共同管理協定</b>        土地改良区が共有持分施設の管理を行うに当たっては，国，共有持分権者及び土地改良区の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p>

改 定 ( 案 )	現 行
	<p><b>8.7.4 土地改良財産共有対価交付金</b></p> <p>共有持分対価が確定し，国から都道府県あて共有対価交付金の額の通知があったときは，土地改良区は，当該都道府県に対して土地改良財産共有対価交付金の交付を請求することができる。</p> <p>ただし，交付金は，土地改良財産共有対価交付金要綱（昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林水産事務次官依命通達）第7条に定める用途に充てなければならない。</p>